

幼稚園保育料の無償化（施設等利用費） 及び私立幼稚園給食費補助金について

施設等利用給付認定により、私学助成幼稚園※の保育料等が無償化給付金（施設等利用費）の対象となります。また、条件を満たす方は私立幼稚園給食費補助金を受けられる場合があります。

※私学助成幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園のことをいいます。保育料は園が独自に決定しています。

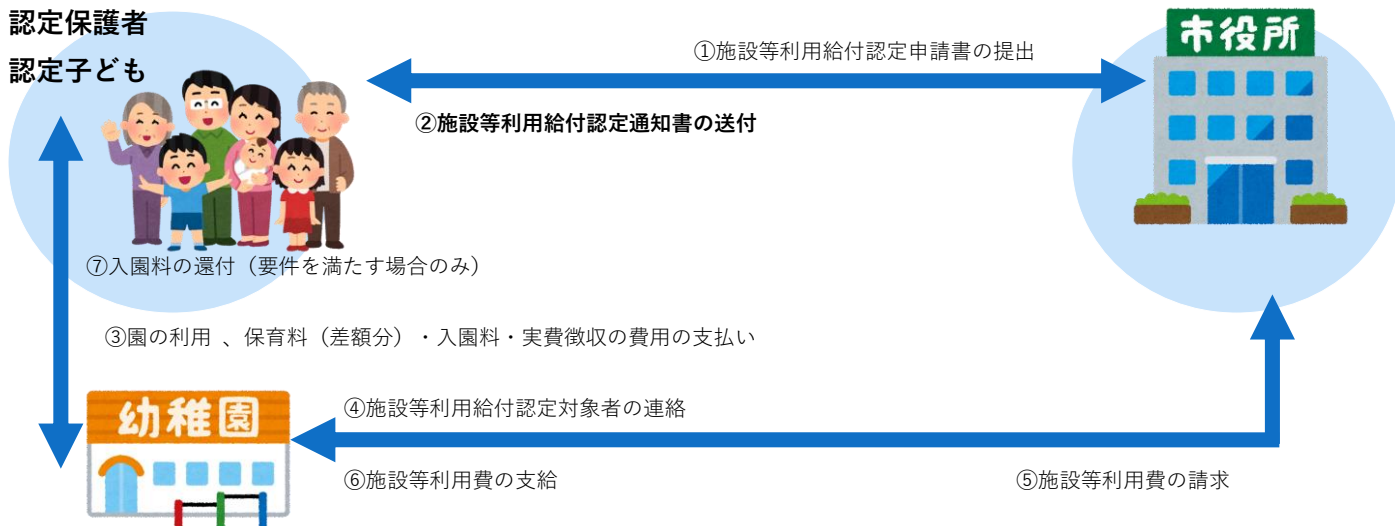
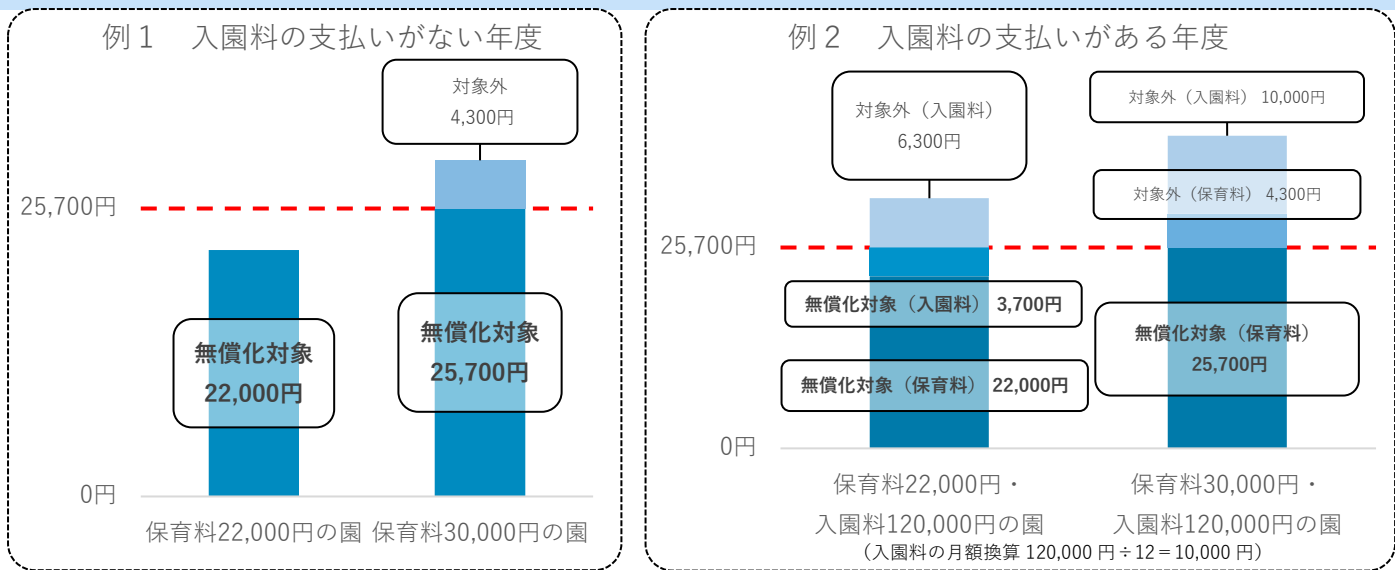
※預かり保育利用料の無償化については、「預かり保育利用料の無償化（施設等利用費）について」（新2・3号認定のみ同封）をご覧ください

1. 幼稚園保育料・入園料の無償化について

私学助成幼稚園での幼稚園保育料などの無償化の内容は以下のとおりです。

認定区分	無償化の対象費用	無償化給付金の上限額	無償化の方法	保護者の請求手続	無償化対象外の費用
新1号認定 又は 新2号認定 又は 新3号認定	保育料 入園料	月額 25,700円	<p style="text-align: center;">保育料を減額</p> <p>※保育料が月額25,700円を超える場合の差額は保護者負担。 ※入園料は、入園初年度のみ、25,700円から月額保育料を差し引いた残額が対象（マイナスの場合は0円）。 保護者から園に支払った後で、園から還付（還付方法は園による）。</p>	不要	<p>実費徴収の費用など</p> <p>例）給食費・おやつ代（保育料に含まれる場合を含む）、通園送迎費、行事費、教材費、保護者会費、施設維持費、施設協力費、プレスクール（2歳児を対象にした教育・保育活動）の利用料 など</p>

（参考）無償化対象額の計算方法・手続の流れ



【裏面もご覧ください】

2. 途中入退園/市町村間での転出入による施設等利用費の日割計算について

幼稚園を月途中で入退園された場合や、市町村間での転出入があった場合は、次のとおり、**施設等利用費が日割計算**となり、保育料の追加徴収が発生する場合があります。

住所変更	在園状況	認定開始日・終了日	日割り計算の有無	
			月額上限額	保育料
転出入なし	月途中入園	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の提出日 ②入園日 ①②いずれか遅い方の日から	日割り	-
	月途中退園	退園日まで	日割り	-
	転園	元の園の退園日まで/新しい園の入園日から	日割り	-
吹田市から他市へ転出	引き続き同じ園に在園 ※1	原則、住民票の異動日の前日まで※2	日割り	日割り
	月途中退園 ※1	①退園日 ②住民票の異動日の前日 いずれか早い方の日まで	日割り	-
他市から吹田市へ転入	引き続き同じ園に在園 ※1	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の提出日 ②住民票の異動日 いずれか遅い方の日から（原則）※2	日割り	日割り
	転入後に新しい園に入園 ※1	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の提出日 ②入園日 いずれか遅い方の日から	日割り	-

※1 転出先又は転入前の市町村での認定手続や認定終了手続が必要となります。必要な手続については各市町村へ御確認ください。

※2 市町村間の調整により、月単位で認定する場合があります。

3. 吹田市私立幼稚園給食費補助金について

私学助成幼稚園を利用する子供について、給食費のうち**副食費（おかず、おやつ）相当分**を補助します。

吹田市から施設等利用給付認定（新1・2・3号認定）を受けて、私学助成幼稚園を利用しており、次の条件の**いずれかに当てはまる子供が対象**です。

	前期分（令和6年4月～8月）	後期分（令和6年9月～令和7年3月）
1	父母の令和5年度の市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満である世帯の子供※1・2	父母の令和6年度の市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満である世帯の子供※1・2
2	小学校3年生までのきょうだい※3からカウントして第3子以降となる子供	
3	生活保護受給世帯又は里親に委託されている子供	

※1 市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除など税額控除の適用前のもので審査します。

※2 祖父母と同居している場合で、父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母の市町村民税額で判断します。

※3 小学校就学前の子供は、認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業・障がい児通所施設等を利用する子供に限りません。



補助内容

給食費のうち**副食費相当分**として保護者が負担する額（月額4,700円まで）

- 主食費（ごはん・パン）は対象になりません。
- 施設に支払う副食費相当額と4,700円を月ごとに比較して、いずれか低い方の金額を補助金額とします。
- 給食費に未納がある場合や、教育時間前後・長期休業期間中の預かり保育での給食費は補助対象外です。

課税関係書類の提出について

補助を希望する方については、前期分（令和6年4月～8月）と後期分（令和6年9月～令和7年3月）に分けて、吹田市で課税状況等を審査します。対象年度の市市民税が未申告の方や他市町村から転入された方は、課税状況等の確認のため、課税関係書類の提出をお願いします。ただし、補助を希望しない場合や、補助要件に該当しないと保護者の方で判断された場合は不要です。また、課税関係書類を提出いただいた場合でも、補助要件に該当しない場合は補助対象外となります。

補助対象者へのお知らせについて

吹田市での審査の結果、補助要件に該当する方については、前期分（令和6年4月～8月）と後期分（令和6年9月～令和7年3月）に分けて、吹田市からお知らせをお送りします。補助金の申請手続等については、お知らせに同封する案内文書をご覧ください。

<お問い合わせ先・提出先>

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当

電話：06-6384-1592(直通) メール：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp